瀬戸市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公 布する。

平成30年3月29日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第13号

瀬戸市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則 瀬戸市子ども・子育て支援法施行細則(平成27年瀬戸市規則第9号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前				
別表(第13条、附則第3条、第6条関係)			別表(第13条、附則第3条、第6条関係)				
(1) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就		(1) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就					
学前子ども(法第19条第1項第2号に掲げ			学前子ども(法第19条第1項第2号に掲げ				
る小学校就学前子どもが特別利用教育を受け			る小学校就学前子どもが特別利用教育を受け				
た場合を含む。)			た場合を含む。)				
支給認定保護者の属する世帯の	利用者負担額	支給認定保護者の属する世帯の			利用者負担額		
階層区分	(月額)1人当	階層区分			(月額) 1人当		
	たり				たり		
<省略>		<省略>					
C ₁ A階層を除き当年<省略>	<省略>	C 1	A階層を隊	余き当年	<省略>	<省略>	
C ₂ 度分(4月から8 <省略>	7, 500	C 2	度分(4月	月から8	<省略>	10, 500	
D 月までの月分につ<省略>	<省略>	D	月までの月	月分につ	<省略>	<省略>	
E いては、前年度<省略>	<省略>	Е	いては、	前年度	<省略>	<省略>	
分)の市町村民税			分)の市町	丁村民税			
所得割の課税世帯			所得割の詞	果税世帯			
であって、その所			であって、	その所			
得割の額の区分が			得割の額の	の区分が			
次の区分に該当す			次の区分に	こ該当す			
る世帯			る世帯				

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。